

第3号様式（第4条関係）

行政文書一部公開決定通知書

5ス人第13号
令和5年7月13日名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聰 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和5年6月29日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	別紙のとおり				
行政文書の公開の日時及び場所	日 時	令和5年7月13日 以降	午前 —時 午後		
	場 所	市民情報センター（市役所西庁舎1階）			
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴				
行政文書の一部を公開しない理由	令和5年度第2回名古屋市人権施策推進会議幹事会の議事録、議論が分かるものの作成を行っておらず存在であるため、非公開とします。				
備 考	<決定を行った所管課・公所> スポーツ市民局人権施策推進室 TEL 052-972-2583				

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求することができます。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

別紙 行政文書の名称

- ・令和5年度第2回名古屋市人権施策推進会議幹事会 令和5年度第2回名古屋市障害者差別解消庁内推進会議幹事会 次第
- ・名古屋城バリアフリーに関する市民討論会の概要（資料1）
- ・差別事象への対応について（対応マニュアル）<名古屋市>（資料2）
- ・なごや人権施策基本方針（概要版）～人間性豊かなまち名古屋の実現を目指して～

第2号様式（第4条関係）

行政文書公開決定通知書

5ス人第14号
令和5年7月13日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聰 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和5年6月29日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	別紙のとおり				
行政文書の公開の日時 及び場所	日 時	令和5年7月13日 以降	午前 時 午後		
	場 所	市民情報センター（市役所西庁舎 1階）			
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴				
備 考	<決定を行った所管課・公所> スポーツ市民局人権施策推進室 TEL 052-972-2583				

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

別紙 行政文書の名称

- ・令和5年度第2回名古屋市人権施策推進会議 令和5年度第1回名古屋市障害者差別解消庁内推進会議 次第
- ・名古屋城バリアフリーに関する市民討論会の概要
- ・なごや人権施策基本方針（概要版）～人間性豊かなまち名古屋の実現を目指して～
- ・令和5年度第2回名古屋市人権施策推進会議 令和5年度第1回名古屋市障害者差別解消庁内推進会議（議事要旨）

第 4号様式（第 4条関係）

行政文書非公開決定通知書

5ス人第15号
令和5年7月13日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聰 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和5年6月29日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	2023年6月21日から23日に行った「令和5年6月3日に開催された『名古屋城バリアフリーに関する市民討論会』における、差別発言・不適切発言にかかる人権問題を検証し、再発防止策を検討するにあたり、事前調査として、市民討論会に關係している観光文化交流局の主な管理職職員へ行ったヒアリング調査」のうち、 ①内容が分かるもの、メモ ②録音・録画
公開しない理由	①名古屋市情報公開条例第7条第1項第5号に該当 公開請求のあった行政文書に記載されているヒアリング調査の内容は、今後の検証の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるため、非公開とします。 ②録音データは、人権施策推進室において聞き取り内容のメモを作成する目的で使用したものため、メモ作成後に廃棄しており不存在であるため、非公開とします。また、録画データは作成しておらず、不存在であるため、非公開とします。
備考	<決定を行った所管課・公所> スポーツ市民局人権施策推進室 TEL 052-972-2583

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求することができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。



第2号様式（第4条関係）

行政文書公開決定通知書

5 健障企第305-2号
令和5年7月13日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聰 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和5年6月29日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	別紙のとおり				
行政文書の公開の日時 及び場所	日 時	令和5年7月13日 以降	午前 — 時 午後		
	場 所	市民情報センター（市役所西庁舎 1階）			
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴				
備 考	<決定を行った所管課・公所> 健康福祉局障害福祉部障害企画課 TEL 052-972-2538				

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

別紙 行政文書の名称

- ・令和5年度第2回名古屋市人権施策推進会議 令和5年度第1回名古屋市障害者差別解消庁内推進会議 次第
- ・名古屋城バリアフリーに関する市民討論会の概要
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領
- ・名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例ガイドブック
- ・障害のある人を理解し、配慮のある接し方をするためのガイドブック - こんなときどうする？ -
- ・令和5年度第2回名古屋市人権施策推進会議 令和5年度第1回名古屋市障害者差別解消庁内推進会議（議事要旨）





第3号様式（第4条関係）

行政文書一部公開決定通知書

5 健障企第305号
令和5年7月13日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聰 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和5年6月29日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	別紙のとおり				
行政文書の公開の日時及び場所	日 時	令和5年7月13日 以降	午前 — 時 午後 — 時		
	場 所	市民情報センター（市役所西庁舎1階）			
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴				
行政文書の一部を公開しない理由	令和5年度第2回名古屋市障害者差別解消庁内推進会議幹事会の議事録・議論が分かるものの作成を行っておらず、不存在であるため、非公開とします。				
備 考	<決定を行った所管課・公所> 健康福祉局障害福祉部障害企画課 TEL 052-972-2538				

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求することができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

別紙 行政文書の名称

- ・令和5年度第2回名古屋市人権施策推進会議幹事会 令和5年度第2回名古屋市障害者差別解消庁内推進会議幹事会 次第
- ・名古屋城バリアフリーに関する市民討論会の概要（資料1）
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領
- ・障害者差別解消法名古屋市職員ハンドブック
- ・名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例ガイドブック
- ・障害のある人を理解し、配慮のある接し方をするためのガイドブック - こんなときどうする？ -

